

生活保護・貧困研究の50年：『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に

阿 部 彩

I はじめに

本稿の目的は、過去50年間の貧困研究の研究を主に『季刊社会保障研究』（以下、本誌）に掲載された論考を中心に概観するものである。本誌の創刊号から第49巻第4号までに掲載された生活保護、貧困に関する論文を抜き出すと、50年間全200号から、111本の論文を抽出することができた（「研究の窓」やシンポジウム等を除く）。日本の貧困研究の歴史に名を残す名論文も含め、ここに蓄積された知見は大きい。特に、創刊号（1965年1月）から最初の数年にかけては、貧困研究が最も盛行であった時期であり、当時の研究者層の厚みと深さ、そして、彼らの篤い思いには、半世紀近くたった現在の研究者にも響くものがある。

生活保護・貧困研究の根幹の分野である最低生活費に関する研究について、大内兵衛(1988-1980)が、創刊1周年の第2巻第1号の巻頭言として語った言葉がある。

社会保障研究所は、それ(最低限度の生活)について具体的に、すなわち、今日の時点において、日本の社会の中において、この問題の答をわれわれに具体的に示す責任がある。福沢(諭吉)を、吉野(作造)を、河上(肇)を納得させ、彼らのヒューマニズムの目標としてそれを採用せしめるほど、それほど具体的に、明確にそれを示す責任がこの研究所にある。「最低限度の生活」とは何か、その「保障」とはなにか、日本国民はたえずそれを聞

いている。ともかくもそれに答えてみてください。(大内兵衛(1966)「最低限度の生活」ということ)『季刊社会保障研究』2(1), p.1, カッコ内筆者追加)

社会保障研究所の末裔の研究者として、思想を超えて、胸を打たれる言葉である。残念ながら、最低生活費の研究は、戦後から1960年代が最盛期であり、それから数十年間、学問としては衰退しており、最近になってようやくいくつかの試みがなされているものの、大内の投げかけた「問」の答からはほど遠い状況にある。それどころか、近年になって「ナショナル・ミニマム」が再度着目されるようになり、改めて、私たちはかつての先輩たちの足元にも及ばない研究しかできていないことに気づかされる。一方で、データの整備や、統計的分析手法の発達によって、かつての研究者があきらめていた分野の研究も行うことが可能となっており、本誌の創刊までの1950年代、1960年代の貧困研究を日本の貧困研究の第一隆盛期(吉田1995, p.194)とすれば、1990年代後半以降は第二隆盛期を迎えていると言ってもよい。創刊50周年というイベントをきっかけに、過去50年間の生活保護・貧困研究を概観し、今後の研究の方向性を考えてみたい。

II 時代ごとの傾向

まず、創刊号(1965年1月)から第49巻4号(2014年3月号)までに掲載された貧困、生活保護、公的扶助に関する論文数をまとめてみよう。生活保

護制度は、社会保障制度の中でも最も古く整備された制度であり、この50年間、例えば、高齢者福祉分野における公的介護保険の導入に匹敵するような、大きな制度展開がないまま続いてきた制度である。そこで、制度変容の区切りではなく、50年間で単純に10年毎に区切って時期ごとの研究動向を見てみることにする。この分野の掲載論文の本数で見ると、第Ⅰ期（1－9巻、1965－1974年）の時期の本数が多く（37本）、その後第Ⅱ期には大幅に減少し、第Ⅲ期（20－29巻、1984－1994年）の低迷期を超えた後、第Ⅳ期（30－39巻、1994－2004年）、第Ⅴ期（40－49巻、2004－2014年）と増加し、第Ⅴ期では第Ⅰ期を超える本数の論文が掲載されている（表1）。

この「V字型」の傾向は、日本における貧困研究の盛衰をまさに物語っている。時期的には、第Ⅰ期は、「日本の貧困研究史上、稀にみる研究の隆盛期」（吉田 1995, p.194）と言われた戦後の一連の研究動向の末期と位置づけられる。第Ⅰ期の一步前の10年には、籠山京『貧困と人間』（1953年）、労働科学研究所『日本の生活水準』（1960年）を始めとする貧困研究が盛んであり、籠山京、江口英一、中鉢正美といった日本における貧困研究の重鎮の研究者の最盛期であった。しかし、第Ⅰ期に入ると、急速な経済成長を背景に研究者の関心が貧困からより普遍的なサービス給付や、年金・医療制度に移っていく。本誌における掲載本数からもわかるように、この時期の研究は、最低生活費研究を除いては、諸外国の研究・制度の紹介や、

生活保護制度の歴史研究などであり、新しい実証研究や分析などは戦後の最盛期に比べて少なくなってきた。

第Ⅱ期（1974－1984）においては、この傾向は確としたものとなる。本誌第16巻2号の巻頭言において松原治郎が「経済の高度成長、生活様式における階層的平準化が進むなかで、いつの間にか、貧困層ないし貧困そのものへの学問的関心が薄れてしまったかにみえる」（松原1980, p.1）と嘆いたように、貧困研究はその後衰退し、第Ⅲ期（1984－1994）には最低期を迎える。

しかし、第Ⅳ期（1994－2004）に入ると、1998年の橋本俊詔による『日本の経済格差－所得と資産から考える』などをきっかけに「格差論争」が始まると共に、貧困が再び研究対象として取り上げられるようになってくる。この時期に刊行された主な著書としては、岩田正美（1995）『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』、副田義也（1995）『生活保護制度の社会史』、庄谷玲子（1996）『現代の貧困の諸相と公的扶助』、庄司洋子・杉村宏・藤村正之（1997）『貧困・不平等と社会福祉』、小野哲郎・白沢久一・湯浅晃三（1997）『現代の貧困と公的扶助行政』、岩田正美（2000）『ホームレス／現代社会／福祉国家』が挙げられる。第2の貧困研究の隆盛期の土台を作った研究者らの功績である。

第Ⅴ期（2004－2014）には、貧困に関する書籍・論文が第Ⅰ期に勝る勢いで次から次へと刊行されるようになる。2008年末の「年越し派遣村」にて

表1 『季刊社会保障研究』（第1－49巻）の貧困・生活保護・公的扶助に関する論文数

期	刊行時期	海外研究	生活保護制度	判例・法研究	最低生活費・貧困基準	貧困の測定	貧困の影響の分析	貧困政策の効果分析	周辺領域の制度との接点	歴史研究・その他	計
I	第1－9巻 1965/1-1974/3	15	5	2	6	1	0	0	2	6	37
II	第10－19巻 1974/7-1984/3	2	3	0	2	3	0	0	3	1	14
III	第20－29巻 1984/6-1994/3	1	0	0	0	0	0	0	2	2	5
IV	第30－39巻 1994/6-2004/3	1	3	10	2	1	0	0	0	0	17
V	第40－49巻 2004/6-2014/3	2	0	9	3	10	3	3	6	2	38
		21	11	21	13	15	3	3	13	11	111

出所：筆者作成。「研究の窓」やパネル・ディスカッション、貧困に関連しているものの公的扶助の分野とは言えないもの（児童虐待等）は除いている。

「貧困」がマスメディアを賑わすと、研究者だけではなく一般市民の間にも「日本の貧困」への関心が高まった。その結果、この時期には、学術本と言うよりも、一般市民向けの書籍が多く刊行されていることが目立つ(例えば、岩田正美(2007)

『現代の貧困－ワーキングプア／ホームレス／生活保護』、阿部彩(2008)『子どもの貧困－日本の不公平を考える』、駒村康平(2009)『大貧困社会』)。また、貧困に対する市民運動などの活動家やジャーナリストらからの発信も多く、これらの「貧困本」が一般大衆化するようになった(例えば、湯浅誠(2008)『反貧困－「すべり台社会」からの脱出』、門倉貴史・賃金クライシス取材班(2008)『貧困大国ニッポン－2割の日本人が年収200万円以下』、大阪弁護士会編(2010)『貧困を生まないセーフティネット』)。

これらの一般市民向けの啓蒙的な書籍の刊行が活発化した一方、貧困研究・生活保護研究の学術的な展開は多様な場で行われるようになる。本誌においても、Ⅳ期に比べて、Ⅴ期の掲載論文数が飛躍的に増加しているが、2007年に貧困研究会が設立し、2008年から貧困研究会編『貧困研究』(明石書店)が毎年刊行されるようになり、さらに同年には、社会政策学会の学会誌『社会政策』が年3回刊行される定期刊行物として創刊されるなど、貧困研究・生活保護研究の成果を発表する学会ミディアムが増えた。また、「貧困」が社会問題として広く認識されるようになったことから、社会政策や社会保障論以外の学問分野(例えば、経済学、教育学、医学、疫学、心理学、栄養学など)においても「貧困」を分析軸として取り入れる研究が増えており、貧困研究の幅が拡大した。しばらく影を潜めていた歴史研究も再燃し、岩永理恵(2011)『生活保護は最低生活をどう構想したか』などが刊行されている。

Ⅲ 分野別の傾向

次に、貧困研究の分野別にその動向を見てみよう。一口に貧困研究といっても、その中身は社会階層論、最低生活費論、生活構造論など多様であ

る。ここでは、筆者の恣意的な分類ではあるが、本誌における貧困研究を以下の8つのジャンルに分類した：

- 1) 海外研究：諸外国の貧困研究や貧困政策の動向を紹介・分析するもの。
- 2) 制度論：生活保護制度を始めとする社会保障の各制度の運用上や制度上の問題点や改革の動向などを分析するもの。判例研究もここを含む。
- 3) 最低生活費論：貧困の定義となる「最低限度の生活」にかかる費用を推計するもの。
- 4) 貧困の測定：一般社会における貧困の広がりや深さを所得や消費のデータなどから統計的に推計するもの。合わせて捕捉率の推計を行う場合もある。主眼は、生活保護受給率など行政データからはわからない潜在的な貧困を「発見」し測定することである。
- 5) 貧困の影響に関する分析：貧困とその他の側面(健康、ソーシャル・キャピタル、孤立、自己肯定感、学力、不登校・ひきこもり等)の関連を分析するもの。子ども期の貧困が及ぼす影響の分析も含む。
- 6) 貧困対策の効果に関する分析：貧困者に対して何らの政策的介入をした際の効果の分析。
- 7) 周辺領域の制度との接点：公的年金、母子世帯に対する施策など生活保護制度と他制度の接点に関する分析。
- 8) その他：歴史研究など。

時代によって、貧困研究の焦点は変化している。第Ⅰ期では海外研究や最低生活費論が盛んであった。第Ⅰ期の本誌掲載論文の37本中、15本がこのジャンルであり、特に、イギリス、アメリカの研究が盛んに行われた。本誌においては、その後海外研究は減少するが、それは国立社会保障・人口問題研究所からもう一つの学術誌『海外社会保障情報(のちに海外社会保障研究)』が刊行され、両誌のすみわけが行われたことにもよる。学会全体としては、フランスから発祥した社会的排除／包摂概念、とくにスウェーデンなどヨーロッパ諸

国におけるワークフェアや積極的雇用政策、オランダのワークシェア政策など、イギリスのみならず多様な国の研究や政策が注目されるようになり、社会政策学会や『海外社会保障研究』『貧困研究』などでも積極的に取り上げられるようになった。第Ⅴ期に入ってから、韓国、中国などアジア諸国における貧困政策にも、高い関心が寄せられるようになっていく（例えば、『社会政策』第5巻第2号における特集「東アジア社会政策研究が問いかけるもの」）。一方で、経済学者が貧困に興味を示すようになったことから、アメリカを中心とする新古典派経済学者による実証研究や理論が盛んに紹介されるようになってきている（阿部・國枝・鈴木・林2008等）。

第Ⅱ期、第Ⅲ期ではどのジャンルも低迷していたものの、第Ⅳ期では判例研究を中心とした制度論が研究の主流となっている。判例研究は、第Ⅳ期から本誌の各号に判例研究を1本ずつ掲載するようになり、そのうちの多くが生活保護制度に関するものであった。これは、生活保護制度が高度成長期後の「新しい貧困」に対応できなくなってきたことが、訴訟という形で顕在化されてきたと解釈することができよう。第Ⅲ期は、「第3次適正化政策」（清水1996）が強行された時期であり、生活保護が運用によって厳しく引き締められてきた時期である。それに対するリアクションは、第Ⅳ期そして第Ⅴ期にて爆発的に書籍という形で発信されるのであるが、『季刊社会保障研究』では、制度の運用面に関する論文は少なく、清水（1996）、埋橋・所・田宮（2004）、橋木（2004）がある程度である。

第Ⅴ期においては、生活保護行政から一步離れた「貧困」研究へと学会の関心が移る時期であり、貧困の測定、貧困の影響の測定といった個々の貧困者を研究対象とする分野が成長している。

次節からは、特に実証研究に着目して、3)～5)のジャンルについてさらに詳しく見ていくこととする。

Ⅳ 貧困基準・最低生活費の研究

冒頭の引用が示すように、「最低限度（に許容範囲である）生活」を定義し、その値を推計する試みは、「貧困」そのものの定義にかかわる部分であり、貧困研究の出発点である。また、最低生活費の研究は、生活保護基準のみならず、最低賃金や公的年金の金額についても大きな影響力をもつ。実際に、日本における最低生活費研究は、生活保護制度の最低生活費の推計方法の議論や、最低賃金の決定の際に参考とされる等、政治的・行政的な要請によってdriveされてきたと言える。

最低生活費の研究は、日本の貧困研究の歴史の中でも特に中心の位置を占めてきたといってもよい。ここでは1960年代からの研究動向を見ることとする。

1 第Ⅰ期

前述のように、戦後から1960年代にかけては、日本における最低生活費の研究が最も盛んな時期であった。この時期の主要な研究は、小沼（1967, Vol.3（1））によって簡潔にまとめられており、日本の貧困・生活保護を勉強する者は基礎知識として一読すべき文献である。小沼（1967）は、最低生活費研究の系譜を、(1) 理論生計費方式（マーケット・バスケット方式）、(2) 実態生計（家計）方式¹⁾、(3) 労研（労働科学研究所）方式の3つとし、それぞれの課題を戦後の歴史的背景とともに紹介している。ここに、それぞれの推計方法の詳細を記述することはしないが、理論生計費方式は何等かの基準によって「生活様式」を規定しそこに必要な生計費を理論的に積み上げる方法、実態生計方式は、実際の人々の家計データから消費のパターンを明らかにし、困窮のメルクマールを見つけようとする方法である。労研方式はあまり知られていないので簡単に説明しよう。この方式は、労働科学研究所の藤本武（1912-2002）を中心として開発された方式であり、肉體・知能、そして生活内容はある「閾値」を下回る生活水準となると著しく悪化するという考えに基づくもので

ある。藤本らは、体格・体力（身長、下肢長、体重、胸囲、肺活量、握力等）、健康状態（血液中の蛋白、ヘモグロビン量、疾病既往歴、身体違和感の訴え等）、栄養状況（尿中窒素、ビタミンB等）、知能（知能指数、読み書き能力）、生活内容（住居の質、必需品の所有状況、入浴・理容回数、新聞・雑誌・書籍を読む頻度、映画・演劇の鑑賞回数等）を測定し、消費指数と比較することによって、閾値を求めようとした。この方法は、肉体的・知能的な面を除けば、のちに説明するタウンゼンドによる「相対的剥奪指標（relative deprivation index）」に酷似しているが、藤本らがこれを既に1950年代に行っていることは日本の貧困研究の歴史の中でも比類ない快挙である。

小沼（1967）はまた、生活保護基準の低劣さが政治的議論となり、それが最低生活費研究を後押ししたことに言及しながらも、両者が同一ではないことを指摘している。小沼によれば、初期の最低生活費の推計は、賃上げ要求の根拠として利用されており、最低生活費は労働力の再生産を促す生活水準であるべきとしている。

この論文が執筆された1960年代前半は、生活扶助基準の改定方式がマーケット・バスケット方式からエンゲル方式に改定され（1961年）、そして、そのわずか4年後の1965年には格差縮小方式に改定、と目まぐるしく最低生活費の考え方そのものが変容していった時期である。この間、生活保護基準は、積極的に引き上げられていった。しかし、小沼が指摘したように、生活保護基準も、そして最低賃金も十分なレベルに達していたとは言えない中、そして、経済成長が著しい中、生活保護が最低生活保障に果たすべき役割については、（生活保護基準は引き上げられるべきという点では一致していた）研究者の中でも大きな葛藤があったことが窺われる。

格差縮小方式の採用についても、異論がなかったわけではない。興味深い論争が残っている。本誌の第4巻には、佐藤吉男（1968）「財政的側面からみた生活保護基準引き上げの諸問題」Vol.4.（1）と、小沼正（1968）「生活保護の問題点－最近の関係論文をめぐって－」Vol.4（2）の

論争が掲載されている。佐藤は、執筆当時、大蔵省主計局総務課長の職に就いており、小沼は佐藤の論文のリプライを次の号に執筆している。どのような経緯で、大蔵官僚の佐藤が本誌に執筆することとなったのか明らかでないが、このような論争が本誌の紙面上行われているのは意義深い。

佐藤の主張は、公務員給与や失業対策賃金日額の引き上げ幅に比べ、生活保護基準の引き上げ幅が高すぎるというもので、加えて、日本の保護率が他の先進諸国に比べて低いことを指摘し、生活保護基準の引き上げが一部の「（生活保護の）被保護者であることになれた人達が惰性的に保護率引き上げの恩恵を享受していると（乱暴ではあるが）断言できるであろう」（佐藤 1968 p.25。カッコ内、傍点は阿部による。以下同。）と結論づけている。

これに対し、小沼（1968）は「生活保護基準は低すぎるのでないか、したがって引き上げ幅は依然として大きくすべき」という主張をまず前面に出し、籠山京、仲村優一、江口英一、一番ヶ瀬康子、依田衞といった当時の研究者らの言葉を引用している。しかし、その上で、小沼は「しかし何故にそう（生活保護基準と一般世帯との格差がある一定の幅まで縮小しなければならないこと）あらねばならないかについての論証は、必ずしも明確ではないようである」（小沼1968, p.38）と述べ、生活保護基準引き上げの論拠を以下に求める。すなわち、当時日本においては生活保護を受給していない膨大なボーダーライン層が存在しており、一方で、日本の社会保障制度は、彼らに対して何らかの生活保障を行う段階に来ている。そのため、「他の施策が十全でないかぎりには、生活保護は（その）積極的な役割を担うべきものと考えてよい」、そして、その役割にはマクロ経済的な観点も含め、「所得格差是正による需要効果および生産効果をこれまで以上に強調すべき」（前掲, p.39）としている。すなわち、小沼は生活保護の一つの役割が、低レベルの最低賃金の補填であり、そのことによって、より幅広い消費層（中間層）が構築されることを期待している。

この佐藤－小沼論争で争われた論点は、約半世

紀たった今も続いている。2014年の現在においても、生活保護制度の保護率は依然として1%台であり、「ボーダーライン層」が「ワーキング・プア」という言葉に置き換えられてはいるものの、救済されていない膨大な低所得層が存在しているからである。このボーダーライン層の存在が、保護基準の引き下げの圧力となっているという点も現在も1960年代も変わっていない。さらに、その後、医療、年金の分野を中心に、社会保障給付費は飛躍的に拡大したものの、依然として、生活保護制度と社会保険制度の間の「第三のセーフティネット」の構築がなされていない。すなわち、「ワーキング・プア層」の低賃金を補填する機能は、社会保障制度、税制のどこにも構築されていないのである。

2 第Ⅱ期

その後、最低生活費に関する研究は下火となっていく。第Ⅱ期は、生活保護基準は格差縮小方式の時代であるが、この方式について直接的に論じているのは曾原利満（1980）「生活保護基準の格差縮小方式について」Vol.15（3）のみである。曾原（1980）は、被保護世帯の多様性や、各種の加算などを考慮すると一口に生活扶助基準といってもその額はさまざまであり、一つの地域の標準世帯と一般世帯との比較だけの数値をみて、格差縮小の目的が達成されたとは言えない点を指摘する。換言すれば、曾原は、格差縮小方式が何を、どのような根拠をもって「格差が縮小した」「格差の縮小していない」という議論ができるのか、という方法論について疑義を述べている。また、曾原は、被保護世帯と一般世帯の格差縮小の目標とする格差はどれくらいが適当かという問題も投げかけている。格差縮小方式では、諸外国の例にならって、ほぼ一般世帯の消費水準の60%が目標とされていたが、この数値の妥当性については実のところ検証されていないのである。曾原が提示したこの問題は、現在においても解決されておらず、被保護世帯と一般世帯をどのように比較すべきかという手法もその後、進展していない。特に、近年においては、一般世帯の消費水準が低下

しており、一般世帯における貧困率が16%（厚生労働省2011）という中、生活保護基準が「目安」とするreference pointがどこにあるべきかという曾原の投げかける問題は、まさに新たな意味をもって受け止められるべきであろう。

3 第Ⅳ期

最低生活費の研究は、その後、第Ⅲ期には0本まで落ち込み、最低期を迎える。しかしながら、2000年以降に、再び、生活保護行政の要請によって再燃することとなる。一つ目の要請が、2001年に厚生労働省が生活保護基準のあり方の検討のために設置した「社会生活に関する調査検討会」である。当時、生活保護基準の算定方式は、1984年に格差縮小方式から水準均衡方式に改訂されて久しいが、再び、「生活保護基準は高すぎるのではないか」という論点が政治的に浮上してきたのである。

検討会は、2002年に「社会生活に関する調査」を実施している。調査対象は、被保護世帯と収入階級第Ⅰ・五分位の一般世帯であり、家計簿調査である「社会保障生計調査（家計簿・生計簿）」と合わせて、被保護世帯と一般低所得世帯との消費パターンと社会生活を比較することを目的としており、系譜的には実態生計（家計）方式の延長にあたる。検討会は、2003年に報告書をまとめ、社会保障審議会福祉部会の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会（在り方委員会）」に提出している。

本誌においては、調査委員会の座長を務めた中川清による本報告書のまとめ、「在り方委員会」の委員を務めた岩田正美、八田達夫、後藤玲子による対談、後藤玲子らのプロジェクト独自の調査による「最低限の生活水準」に関する考察などを集めた特集が第39巻第4号（2004年）に組まれている。本号は、生活保護基準の問題を正面から取り扱った久々の特集であり、この頃から本誌を始め学会における貧困研究が再燃してきたといってもよい。

中でも、中川による「貧困の性格変化と社会生活の困難さ－「社会生活に関する調査」の意義－」

Vol.39(4)は、特記すべき内容である。本論文は、上記の厚労省の調査検討会の報告書をまとめたものであり、この調査検討会が1950年代の最低生活費研究を彷彿させる分析を行ったことを紹介している。分析は大きく二つの部分からなっており、前半では、被保護世帯と一般低所得世帯の比較を行っている。その結果、被保護世帯は、社会関係（電話の頻度、付き合いの人数等）と、生活活動（家族の活動、旅行等）において、大きく一般低所得世帯より低い充足度であることが報告されている。また、両者の家計データをみると、一般低所得世帯の3分の1以上が赤字世帯であり、特に子どもがある世帯においては食料費が被保護の子どもがある世帯より低いことが指摘されている。これらの結果を元に中川は、「両者（被保護世帯と低所得世帯）の間には、異なった生活枠組みを想定せざるをえないのではないだろうか。保護にいたる過程でのストックの喪失や社会関係の縮小などを想起すると、被保護世帯において一般的な社会生活が営まれていると考えることはむずかしい」(カッコ内筆者)と結論づけている。すなわち、中川は、一般低所得世帯との比較において生活保護基準の妥当性を確かめるという手法自体に疑義を醸しているのである。

中川論文の後半は、一般世帯における社会生活の非充足度と所得の関係の分析であり、両者の関係性が直線的ではなく変局点を含む非直線な関係であることを明らかにしている。これはまさにピーター・タウンゼンドの相対的剥奪指標の手法を周到した分析である。Townsend (1979) は、横軸に所得、縦軸に社会生活における物品や生活の充足度の欠如数を表す「相対的剥奪指標」とったグラフにおいて、所得がある閾値を下回ると極端に剥奪指標が増加することを示し、この閾値が貧困基準となることを示した。日本においては、同様の分析は高齢者に限定した平岡編 (2001) の分析があるものの、所得の区分が極めて粗いものであった。上記検討会では、報告書の1章をさいて、この閾値（中川論文では「変局点」と名付けられている）の分析が行われた。そこでの発見は、タウンゼンドが示したような「閾値＝変局点」はお

およそ40万円前後で観察することができるということであった。中川は、この変局点について「第I・5分位の平均実収入を大きく上回っており、イギリスでの議論のように、この点を「閾値」として直ちに貧困把握と結びつけることは無理であり、この点以下は、いわばグレイゾーン（かつてのボーダーライン層を想起されたい）として理解せざるを得ない」(中川2004, p.362) としている。また、報告書は二つ目の変局点を約17万円前後に見出している。この点を下回る所得では、所得が下がっても剥奪の度合いが減少しない点である。中川はこれを低所得層における赤字やストックの切り崩しによると解釈している。さらに、被保護世帯の社会生活の充足度は、同レベルの所得（生活保護費を含む）の一般低所得世帯に比べても大幅に低いことも指摘されている。

上記報告書の分析にて、閾値が二つ発見された理由の一つとして考えられるのが、用いられた社会生活の充足度を測る項目の選定方法である。剥奪指標は、用いられる項目リストの中身によって、大きく変化する。例えば、個人個人の選好によって所得とは関係なく欠如したり、充足したりする項目（例えば、「お中元・お歳暮などのやりとり」は、それを行う、行わないは個人の選好によって左右されており、生活水準とは無関係の可能性がある）がリストに入ることによって、剥奪指標と所得の関係は曖昧となる。剥奪指標が、真に貧困のメルクマールとなるためには、用いられる項目がすべて社会的にすべての人に必要なものであると承認されたものでなければならないのである。

イギリスの貧困研究においては、タウンゼンドのオリジナルの剥奪指標から、この点を含めさまざまな改善がなされた指標が開発されている（Mack & Lansley 1985, Gordon et al. 2000等）。それらの改善を含めて、相対的剥奪指標をより厳密に構築した試みが阿部 (2004, 2006) である。本誌に掲載された阿部 (2004) では、「どのような項目（物品やサービス）が現在の日本社会において必需品として捉えられているか」という問いを一般市民に対する大規模アンケート調査を用いて考察している。そして、その結果として選択さ

れた社会的必需品のリストを用いて、それらの欠如を相対的剥奪として指標化し、所得との関係进行分析し、Townsend (1979) と同じように閾値を発見した。これは『社会政策学会誌』に掲載されている(阿部2006)²⁾。

4 第V期

第V期になると、生活保護基準が「一般低所得世帯の生活水準に比べて高すぎる」とう批判に対抗しようと、さまざまな最低生活費の研究が行われるようになる。実態家計方式は、実際の人々の家計簿を詳細に分析することによって、貧困世帯の特徴的消費パターンを見出そうとする試みであるが³⁾、その系譜においては、岩田 (2011)、阿部 (2010)、菊池 (2010) などが挙げられる。岩田 (2011) は、首都圏の低所得層の一カ月の家計をレシート保存方式によって詳細に分析したものである。阿部 (2010) と菊池 (2010) は、先に挙げた中川論文で用いられた厚生労働省『社会生活に関する調査』のデータを用いて、被保護世帯は所得や家族構成、年齢等をコントロールした上でも、一般低所得世帯に比べて食費の支出が多く、交通通信費、教育娯楽費、交際費などが少ないことなどを報告している。

また、この時期には、マーケット・バスケット方式を始めとする理論生計法による推計が、新たに行われたことも日本の貧困研究の歴史の上で重要である。一つは、金澤誠一と労働総合研究所によるマーケット・バスケット方式による最低生活費の推計である(金沢・京都総評2006)。この調査は、労働組合員などを対象にして、徹底的な持ち物調査を行い、7割以上の保有率のものを「マーケット・バスケット」に加えるという方法をとっている。すなわち、この方法は理論生活費法の流れを組むものであるが、「バスケット」に何を含むべきかという点については実際の家計に準ずるという実態家計方式をとっている。

一風変わったマーケット・バスケット方式は、イギリスのラフバラ大学にて開発された「Minimum Income Standard法 (MIS法)」による推計である。この手法は、何を「バスケット」

に入れるかという選択を、すべて一般市民のフォーカス・グループ・インタビューを繰り返すことによって決定する。こうすることにより研究者による恣意性を排除し、社会的に「最低限(許容範囲)の生活」の妥当性を担保することができる。このMIS法による最低生活費の推計は、岩田正美・阿部彩・山田篤裕・岩永理恵・重川純子・卯月由佳・上枝朱美の研究グループによって、2010年から2013年にかけて行われた。推計されたのは、単身若年(30歳代)男女、単身高齢男女、夫婦+子1人世帯、母子世帯の計6つの世帯類型である。単身若年世帯に関する推計は、『社会政策』の小特集として、岩永・岩田 (2012)、重川・山田(2012)、卯月(2012)としてまとめられており、それ以外の世帯類型の結果は報告書としてまとめられている(阿部他2012、阿部他2011)。

興味深いのは、このMIS方式による最低生活費の推計は、2010年に当時厚生労働大臣であった長妻昭氏によって「発注」されたことである。長妻氏は、2010年に厚労大臣の私的な諮問機関として「ナショナル・ミニマム研究会」を発足させており、その一環として「最低生活費WG(ワーキング・グループ)」を設けている。ナショナル・ミニマム研究会の中間報告書には、WGのヘッドであった岩田正美教授による「最低生活費WGの経過報告」が添えられており、上記のさまざまな推計方式の結果の報告のほか、MIS法による推計が行われる予定であることが明記されている。ナショナル・ミニマム研究会は、長妻氏が大臣職を辞したことにより、その後、最終報告書を刊行することなく実質的に消滅してしまったが、WGはその後MIS法による推計を続け上記の結果をまとめることとなった。

また、これまで日本にてはあまり行われてこなかった「主観的生活費」による最低生活費の推計が山田・四方 (2010) である。主観的生活費は「Subjective Poverty Line」とも言われ、アンケート調査などで「あなたのような世帯構造の世帯が暮らすのに最低限必要は所得はいくらか」と尋ねるものである。理論生計費法や実態生計法のように、生活の中身を議論することなく、最低限の収

入のレベルを決めるものであり、その意味では、「所得の中央値の50%」を貧困基準とする所得データのよる相対的貧困率の計算方法にも通じるものがある方法である。山田・四方(2010)は、大規模な調査紙によるアンケート調査を行い、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限必要」な所得の値、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるために必要」な所得の額の2つを聞いている。

このように、第Ⅴ期に入ってから、かつてのマーケット・バスケット方式の改良版を始め、さまざまな方法による最低生活費の推計の試みがなされている。この背景には、1980年代から続く貧困の増加があり、中間層までも含んだ生活水準の低下がある。社会全体の生活水準が低下傾向にある中、そして、生活保護の保護率が貧困率に比べて極めて低いレベルにあるという状況の中、最低生活の「ボトムライン」がどこにあるべきかという問いは繰り返し問い直されるものなのであろう。1960年代の佐藤－小沼論争は依然として続いているのである。

V 貧困の測定

次に着目したいのは、貧困率の推計に関する研究である。日本の生活保護率が極めて低く、生活に困っていても受給することが容易ではないことは周知の事実であり、だとすれば行政データである生活保護率は日本の貧困の広がりを表さないこととなる。そのため、行政データとは別の方法で、社会に広がる貧困の広がり(貧困率)や貧困の深さを計測しようとするのは、研究者として当然の性である。そして、そのようにして求めた貧困率から、貧困者のどれくらいが生活保護などの公的扶助制度に救済されているかという、いわゆる捕捉率の推計も可能となる。

実は、貧困研究の歴史の中では、貧困層(低所得層)の量的把握は、公的セクターにおいても行われていた。1953年から1965年の間には、厚生省が「厚生行政基礎調査」を実施しており、このデータから「低消費世帯(＝現金支出が被保護世帯の

平均消費支出額未満の世帯)」の割合を推計し、公表していた。しかしながら、1960年代に日本における貧困は解消されたとの認識から、本推計は廃止となり、その後、2009年にいたるまで、日本政府が公式な「貧困率」を公表したことはなかったのである。貧困率の推計は、この長い期間、一部の貧困研究者に細々と行われてきたに過ぎない。本誌に掲載された論文を中心にその軌跡をたどってみよう。

1 第Ⅱ期

日本においては、長い間、社会全般の所得分布のデータが研究者にavailableではなかったため、かつての貧困研究者はさまざまなデータや手法を駆使して貧困率の推計を行ってきた。第Ⅰ期においては、江口・川上(1974)「大都市における低所得・不安定階層の量と形態とその今後について」Vol.9(4)の分析が先駆的である。江口・川上は、東京都の依頼によって都内のN区の全区民約32万人の生活水準調査を測る悉皆調査を住民税のデータを元に行っている。個票の所得データを用いた分析として、本論文は、日本の貧困研究の中でも金字塔的存在であると言えよう。この分析の結果、江口・川上は、東京都市中心部の世帯の相当割合(推計値は26%)が生活保護基準かそれ以下の所得であるとしている。そして、特に、世帯主が女性である世帯や、若年層(20歳代)と高齢層に貧困のピークがあるとしている。江口・川上の分析は、これまでも指摘されてきた「ボーダーライン層」を量的に把握したこととなる。江口の功績は、その後書籍としてまとめられている(江口1979)。また、高山(1981)も独自の方法で貧困率の推計を行っている。

2 第Ⅲ期

この次に、一般社会における貧困の広がり、いわゆる貧困率、を手がけた研究は、社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』に掲載されている曾原(1985)であろう。曾原は、世帯人員別の被保護世帯の平均所得を貧困基準とし、それを一般世帯の世帯人員別所得階級別世帯数にマッピングす

ることにより、貧困率を推計している。この方法は、集計データであっても、(世帯人員別の)所得階級別の世帯数の分布が公表されていることを利用し、個票データを用いずに貧困率を推計するという工夫を凝らしている。同様に消費データを用いて貧困率を推計したものが、本誌掲載された和田・木村(1998)「戦後日本の貧困－低消費世帯の計測－」Vol.34 No.1論文である。和田・木村論文のすばらしいところは、1954年から1993年と非常に長い時系列スパンで推計していることと、貧困線のある一定の年に固定して推計される「固定貧困率」を推計していることである。これにより、和田・木村は、固定貧困率が1950年代から1980年代まで減少し、その後、若干の増加の傾向があることを示している。本稿は、和田の修士論文であるそうだが、非常に重要な論文の一つである。

3 第Ⅳ期、第Ⅴ期

第Ⅳ期から第Ⅴ期に入ると、貧困率・保護率に関する分析が急増する。1990年代から2000年代にかけて所得や消費の公的統計のミクロ・データの活用が可能となり、「国民生活基礎調査」や「全国消費実態調査」などを用いて盛んに所得分布や貧困率の研究がなされるようになったからである。筆者の知る限りにおいても、星野・岩田(1994)、岩田(1995)、星野(1995)、杉村(1997)、小川(2000)、山田(2000)、駒村(2005)、阿部(2006)、橘木・浦川(2006)、後藤(2008)、阿部(2008)など多くの推計値が報告されている。本誌に掲載された論文では、小塩・浦川(2008)「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」Vol.44(3)が挙げられる。

しかし、これら研究者らによる貧困率の推計は、主に学術誌に掲載されており、世間から注目されたということとはなかったと言ってもよい。貧困率が一般市民にも知られるようになった一つの契機は、OECD(経済協力開発機構)が、先進諸国における所得格差や貧困率の国際比較を公表したことである。OECDのこの所得分配の国際比較プロジェクトは、早くは1970年代から行われており、

非定期的な間隔で実施されているものである。各国の研究者がOECDの提示する同一の方法で所得格差や貧困率を推計し、それをOECDがまとめて比較し報告書とする形をとっている。日本においては、1990年代半ばのデータは経企庁が提供し、その後は国立社会保障・人口問題研究所の職員が継続して日本のデータを提供している(小島2014)。OECDは、1990年代、2000年代半ば、2000年代後半のデータを用いて報告書を刊行しており(OECD 2005, OECD 2008, OECD2011)、これらの結果が『OECD Economic Outlook』などにも引用されたことにより、日本の格差や貧困率が、先進諸国の中でも高いことが指摘され、マスコミからも注目された。

第Ⅴ期には、公的にも、貧困率の公表が再開されている。厚生労働省が、民主党への政権交代後1ヶ月で「平成19年国民生活基礎調査」を用いて推計した相対的貧困率を公表したほか(厚生労働省2009)、内閣府の男女共同参画会議も同年に属性別の貧困率を公表している(内閣府2009)。また、厚生労働省は、2011年には、「国民生活基礎調査」の1985年調査まで戻って、相対的貧困率の時系列を公表している(厚生労働省2011)。

基本的な貧困率の推計が、公的統計にてカバーされるようになるとしたら、今後、学会に求められるのは、より詳細な属性別の貧困率の推計や、地域別推計、貧困率の動態分析、将来推計などであろう。貧困率の動態分析については、家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」、厚生労働省による「21世紀出生児縦断調査」を始め、公的機関・民間機関におけるパネル・データが蓄積されてきたことから、徐々に研究が進められている(岩田1999、岩田・濱本2004、濱本2005、原田他2001、石井・山田2007等)。また、貧困率の将来推計については、稲垣(2013)がマイクロ・シミュレーションを用いて推計している。

これまでの推計は所得や消費の金銭的データを用いた貧困率の推計であるが、貧困をより多角的に捉え、非金銭的な分野の指標も含めた方法で量的に把握することもこれから重要となってくるであろう。初期の試みとしては、阿部(2007)が挙

げられる。

Ⅵ 新しい貧困研究

個人レベルのミクロ・データの活用は、個人単位の実証分析を活性化させた。その結果、第Ⅴ期に新しく表れた研究分野が「貧困者の分析」である。個々の貧困者を追うことができるようになり、子ども期の貧困の影響や、貧困からの脱却などを統計解析することが可能となったからである。まず、この分野で特記すべきなのは、子どもの貧困の影響の分析であろう。2008年から2009年にかけて、子どもの貧困に関する書籍が次々と刊行され（阿部2008、山野2008、子どもの貧困白書編集委員会2009等）、子どもの貧困が政策課題として認識されるようになった。学術分野では、子どもの貧困が成人後にも及ぼす影響についての分析がなされるようになり、子ども期の貧困が現在の所得などをコントロールした上でも成人後のウェル・ビーイングに負の影響を与えることが日本のデータを用いても実証された（大石2007、Oshio, Sano & Kobayashi 2010、Abe 2010、阿部2011）。

また、この頃徐々に拡充されつつあった貧困対策の効果を測る試みも行われている。ひとつには、2002年に施行された「ホームレス自立の支援等に関する特別措置法」を受けて、その具体的施策である自立支援センターや就労支援などの効果分析が挙げられる。本誌においても、2009年（第45巻第2号）に「ホームレスの実態と政策課題」と題する特集を組んでおり、6本の論文が掲載されており、そのうちの4本は自立支援センターや就労支援の効果を実証的に測ろうとするものである（道中・田中・四方・駒村2009、阿部2009、稲田・水内2009、鈴木2009）。また、生活保護受給者の自立支援策が拡充されたことから、これらの効果を測る試みも現れた。社会政策学会編『社会政策』では、2013年に「生活保護受給者の自立／支援の検討」とする小特集が生まれ、金井・四方（2013）、岩永・四方（2013）、田中（2013）らが生活保護受給者の就労支援、無料定額宿泊所、また、生活保護受給世帯の子どもたちへの教育支援の効果を

分析している。これらの貧困対策の効果分析は諸外国にて盛んに行われているものの、日本では上記の限られたものしか存在せず、これからの発展が強く望まれる分野である。

Ⅶ 日本の「貧困研究」について

本稿では、主に最低生活費の推計と、貧困率の推計などの量的な実証研究を中心に生活保護・貧困研究の50年間を概観した。しかし、日本の学会の全体を見れば、貧困に関する優れた研究はまだまだ存在する。例えば、教育社会学においては、貧困層の子どもたちへ優れた質的研究の蓄積がある（久富1993、長谷川2014等）し、どのような教育が貧困層の子どもの学力をあげることができるかといった視点からの研究も存在する（志水編2009等）。また、児童虐待など貧困と密接な関係にある問題からアプローチする研究も多い（松本編著2010）。これらの研究を網羅することは本稿のスコープから言っても、筆者の能力からしても難しいが、今日において、「貧困研究」が社会政策や社会福祉といった、これまで公的扶助の研究を行ってきた一部の分野の研究に留まらないことは強調しておきたい。

その上で、この50年間の本誌における生活保護・貧困研究を概観すると、懸念される事項が2点ある。一つは、この分野の研究の盛衰が激しいことである。第Ⅱ期、第Ⅲ期において研究が殆ど進展しなかった背景には、他の社会保障制度の発展の陰において公的扶助部門に対する政治的・国民的・行政的関心が薄れたことがある。第Ⅰ期や第Ⅳ期以降の研究が、行政的要求に背中を押された形で行われてきたことは述べたが、一方で、このような「push」がない限り学会からの自発的な問題提起は少ない。諸外国においては、poverty studiesがひとつの学術領域として確立しており、常に一定の研究者がこの社会問題を扱っているのに対し、日本においては本分野が学術領域として確立しているとはいえない。

もう一つの懸念が、貧困政策の研究者の層が薄いことである。前述したように、貧困が分析軸と

して取り入れられるようになったことで、教育学や医学、疫学、経済学、社会学など多くの学術領域で貧困を研究する研究者が増えたものの、生活保護制度やその他の貧困政策について専門的に研究する社会政策・社会保障の研究者の層は依然として薄い。これらの懸念を解消するためには、社会福祉学、経済学、社会学などの研究者養成カリキュラムの中で貧困研究が一つの分野として認識され組み込まれていくことが必要であろう。

注

- 1) 一例として本誌掲載論文では、中鉢（1967）がある。
- 2) 阿部は、その後、本誌第49巻第4号にて、相対的剥奪指標の統計的妥当性を論じている（阿部2014）。
- 3) 例えば、生活保護基準のエンゲル方式はこれにあたる。

参考文献

- 阿部彩（2004）「最低限の生活水準」に関する社会的評価』『季刊社会保障研究』39（4），pp.403-414.
- 阿部彩（2006）「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労（社会政策学会誌第16号）』法律文化社，pp.251-275.
- 阿部彩（2006）「貧困の現状とその要因：1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』東京大学出版会，pp.111-137.
- 阿部彩（2007）「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』43（1），pp.27-40.
- 阿部彩（2008）『子どもの貧困－日本の不公平を考える』岩波書店.
- 阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義（2008）『生活保護の経済分析』東京大学出版会，pp.21-51.
- 阿部彩（2009）「誰が路上に残ったか－自立支援センターからの再路上者とセンター回避者の分析」『季刊社会保障研究』45（2），pp.134-144.
- 阿部彩（2010）「低所得世帯と被保護世帯の生活実態－消費パターンとウェル・ビーイング－」『季刊社会保障研究』46（2），pp.86-100.
- 阿部彩（2011）「子ども期の貧困が成人後の生活困難（デプリベーション）に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』46（4），pp.354-367.
- 阿部彩 他（2011）『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究（研究代表者：阿部彩）平成23年度報告書』.
- 阿部彩 他（2012）『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究（研究代表者：阿部彩）平成24年度報告書』.
- 阿部彩（2014）「日本における剥奪指標の構築に向けて：相対的貧困率を補完する指標の検討」『季刊社会保障研究』46（2），pp.360-371.
- 石井加代子・山田篤裕（2007）「貧困の動態分析－KHPSに基づく3年間の動態およびその国際比較」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズムⅢ』慶應義塾大学出版会，pp.101-129.
- 稲垣誠一（2013）「高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し－結婚・離婚行動変化の影響評価－」『季刊社会保障研究』48（4），pp.396-409.
- 稲田七海・水内俊雄（2009）「ホームレス問題と公的セクターおよび民間・NPOセクターの課題－「もう一つの全国ホームレス調査を手がかりに－」『季刊社会保障研究』45（2），pp.145-160.
- 岩田正美（1995）『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房.
- 岩田正美（1999）「女性と生活水準変動－貧困のダイナミクス研究－」樋口美雄・岩田正美編著『パネルデータからみた現代女性－結婚・出産・就業・消費・貯蓄』東洋経済新報社.
- 岩田正美（2000）『ホームレス／現代社会／福祉国家』ミネルヴァ書房.
- 岩田正美（2007）『現代の貧困－ワーキングプア／ホームレス／生活保護』筑摩書房.
- 岩田正美（代表）（2011）『「流動社会」における生活最低限の理論的・実証的研究』科学研究費補助金・課題番号20330125：2008～2010年度科研報告書.
- 岩田正美（1995）「社会福祉における政策と『問題』量・分布の測定－全国消費実態調査のデータ分析（2）』『人文学報』No.261,1995.3，pp.23-86. 東京都立大学人文学部.
- 岩田正美・濱本知寿香（2004）「デフレ不況下の『貧困経験』」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社.
- 岩田正美・八田達文・後藤玲子（2004）「対談 福祉政策の再編に向けて－就労政策と住宅保障再考－」『季刊社会保障研究』39（4），pp.371-382.
- 岩永理恵（2011）『生活保護は最低生活をどう構想したか：保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房.
- 岩永理恵・岩田正美（2012）「MIS法を用いた日本の最低生活費試算－他の手法による試算および生活保護基準との比較』『社会政策』Vol.4（1），pp.61-70.
- 岩永理恵・四方理人（2013）「住宅支援を利用する

- 生活保護受給者からみる無料定額宿泊所問題の検討」『社会政策』Vol.5 (2), pp.101-113.
- 卯月由佳 (2012)「ミニマム・インカム・スタンダードの日英比較——MIS法による最低生活費とその含意」『社会政策』Vol.4 (1), pp.85-96.
- 埋橋孝文・所道彦・田宮遊子 (2004)「補論 生活保護制度見直しの論点と視点」『季刊社会保障研究』39 (4), pp.383-388.
- 江口英一 (1979)『現代の低所得層 (上, 中, 下)』未来社.
- 江口英一・川上昌子 (1974)「大都市における低所得・不安定階層の量と形態とその今後について」『季刊社会保障研究』9 (4), pp.18-32.
- 大石亜希子 (2007)「子どもの貧困の動向とその帰結」『季刊社会保障研究』43 (1), pp.54-64.
- 大内兵衛 (1966)「最低限度の生活」ということ」『季刊社会保障研究』2 (1), p.1.
- 小川浩 (2000)「貧困世帯の現状-日英比較-」『経済研究』Vol.51, No.3, Jul.2000, pp.220-231.
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2008)「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』44 (3), pp.278-290.
- 小野哲郎・白沢久一・湯浅晃三 (1997)『現代の貧困と公的扶助行政』ミネルヴァ書房.
- 大阪弁護士会編 (2010)『貧困を生まないセーフティネット』明石書店.
- 籠山京 (1953)『貧困と人間』河出書房.
- 門倉貴史・賃金クラスシス取材班 (2008)『貧困大国ニッポン-2割の日本人が年収200万円以下』宝島社.
- 金井郁・四方理人 (2013)「生活保護受給者への就労支援の分析」『社会政策』Vol.5 (2), pp.87-100.
- 金澤誠一監修・京都総評 (2006)「格差社会への挑戦『構造改革』のもとでの『生活崩壊』と最低生計費試算」報告書.
- 菊地英明 (2010)「消費の社会的強制と最低生活水準」『季刊社会保障研究』46 (2), pp.101-110.
- 厚生労働省 (2009)『相対的貧困率について』平成21年10月20日公表.
- 厚生労働省 (2011)『平成22年国民生活基礎調査の概況』平成23年7月21日公表.
- 小島克久 (2014)「OECDの国際比較データの特徴と所得格差比較研究の意義」西村周三・京極高宣・金子能宏編著『社会保障の国際比較研究: 制度再考にむけた学際的・政策科学的アプローチ』ミネルヴァ書房, pp.253-275.
- 後藤道夫 (2008)「貧困急増の実態とその背景-いくつかの統計資料-」『貧困研究』Vol.1, pp.120-127.
- 子どもの貧困白書編集委員会編 (2009)『子どもの貧困白書』明石書店.
- 小沼正 (1967)「わが国戦後における最低生活費研究の系譜」『季刊社会保障研究』3 (1), pp.13-25.
- 小沼正 (1968)「生活保護の問題点-最近の關係論文をめぐって-」『季刊社会保障研究』4 (2), pp.34-50.
- 駒村康平 (2005)「生活保護改革・障害者の所得保障」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障制度改革』東京大学出版会, pp.173-202.
- 駒村康平 (2009)『大貧困社会』角川SSCコミュニケーションズ.
- 佐藤吉男 (1968)「財政的側面からみた生活保護基準引上げの諸問題」『季刊社会保障研究』4 (1), pp.21-26.
- 重川純子・山田篤裕 (2012)「日本におけるMIS法の適用とその結果」『社会政策』Vol.4 (1), pp.71-84.
- 清水浩一 (1996)「生活保護法の硬直化とその本質的原因-選別と差別の構造に関連させて」『季刊社会保障研究』32 (3), pp.319-328.
- 志水宏吉編 (2009)『「力のある学校」の探究』大阪大学出版会.
- 庄司洋子・杉村宏・藤村正之 (1997)『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣.
- 庄谷玲子 (1996)『現代の貧困の諸相と公的扶助』啓文社.
- 鈴木亘 (2009)「脱路上生活者の就労継続期間の分析」『季刊社会保障研究』45 (2), pp.161-168.
- 杉村宏 (1997)「わが国における低所得・貧困問題」庄司洋子, 杉村宏, 藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣, pp.67-83.
- 副田義也 (1995)『生活保護制度の社会史』東京大学出版会.
- 曾原利満 (1980)「生活保護基準の格差縮小方式について」『季刊社会保障研究』15 (3), pp.30-49.
- 曾原利満 (1985)「低所得世帯と生活保護」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会, pp.183-200.
- 高山憲之 (1981)「貧困計測の現段階」『経済研究』Vol.32, No.4, pp.311-331.
- 橘木俊詔 (1998)『日本の経済格差』岩波書店.
- 橘木俊詔 (2004)「わが国の低所得者支援策の問題点と制度改革」『季刊社会保障研究』39 (4), pp.415-423.
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006)『日本の貧困研究』, 東京大学出版会.
- 田中聡一郎 (2013)「中学生の学習・生活実態と教育支援」『社会政策』Vol.5 (2), pp.114-126.
- 中鉢正美 (1967)「現代の最低生活水準」『季刊社会保障研究』3 (3), pp.21-36.
- 内閣府男女共同参画会議・監視影響調査専門調査会・生活困難を抱える男女について検討委員会 (2009) 検討委員会参考資料 (2009.7.31).
- 中川清 (2004)「貧困の性格変化と社会生活の困難

- さー「社会生活に関する調査」の意義－』『季刊社会保障研究』39(4), pp.354-370.
- 長谷川裕(2014)『格差社会における家族の生活・子育て・教育と新たな困難』旬報社.
- 濱本知寿香(2005)「収入からみた貧困の分析とダイナミックス」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除－福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房, pp.71-94.
- 原田謙・杉澤秀博・小林江里香・Jersey Liang(2001)「高齢者の所得変動に関連する要因－横断調査による貧困のダイナミックス研究」『社会学評論』Vol.52, No.3.2, p.382-396.
- 久富善之編著(1993)『豊かさの底辺に生きる－学校システムと弱者の再生産』青木書店.
- 平岡公一編(2001)『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会.
- 星野信也(1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉－全国消費実態調査のデータ分析(1)」『人文学報』No.261, 1995.3.23-86. 東京都立大学人文学部.
- 星野信也・岩田正美ほか(1994)『福祉国家における所得再分配効果に関する研究－福祉国家中流階層化の検証』(科研費研究成果報告書) in 埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較－日本モデルの位置づけと展望』日本評論社.
- 松原治郎(1980)「貧困研究の必要」『季刊社会保障研究』16(2), p.1.
- 松本伊智朗編(2010)『子ども虐待と貧困：「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店.
- 道中隆・田中聡一郎・四方理人・駒村康平(2009)「自立支援センター利用ホームレスの就業・退所行動」『季刊社会保障研究』45(2), pp.121-133.
- 山田篤裕(2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」『家族・世帯の変容と生活保障機能』国立社会保障・人口問題研究所編, 東京大学出版会.
- 山田篤裕・四方理人(2010)「主観的最低生活費の測定」, 社会政策学会2010年度秋季大会テーマ別分科会セーフティネットの実証分析(報告1).
- 山野良一(2008)『子どもの最貧国・日本』光文社.
- 湯浅誠(2008)『反貧困－「すべり台社会」からの脱出』岩波書店.
- 吉田久一(1995)『日本の貧困』勁草書房.
- 労働科学研究所(1960)労働科学集成2『日本の生活水準』労働科学研究所.
- 和田有美子・木村光彦(1998)「戦後日本の貧困－低消費世帯の計測－」『季刊社会保障研究』34(1), pp.90-102.
- Abe, Aya(2010) "The Myth of Egalitarian Society : Poverty and Social Exclusion in Japan." Saunders, Peter and Sainsbury, Roy (eds.) *Social Security, Poverty and Social Exclusion in Rich and Poor Countries*, pp.175-199, Mortsel : Intersentia Publishing.
- Gordon D. et al. (2000) *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Joseph Rowntree Foundation.
- Mack, J. & Lansley, S. (1985) *Poor Britain*, Allen and Unwin.
- OECD (2005) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s," OECD Social Employment and Migration Working Papers 22, DELSA/ELSA/WD/SEM (2005) 1.
- OECD (2008) *Growing Unequal?* OECD Publishing.
- OECD (2011) *Divided We Stand*, OECD Publishing.
- Oshio, T., Sano, S. & Kobayashi, M. (2010) "Child Poverty as a Determinant of Life Outcomes: Evidence from Nationwide Surveys in Japan." *Social Indicators Research* 99, pp.81-99.
- Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.

(あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所)